パブリックコメントの実施について

（仮称）日進市附属機関条例の制定について

●本市の附属機関の設置について規定した条例を制定します。

１　目的

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項に規定する市の執行機関（市長、教育委員会等）の附属機関として審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のため設置された機関について、条例を定めるもの

２　条例案の概要

附属機関について、名称、担任する事務、委員の定数、委員の任期等を条例で規定する。

規定される附属機関は次のとおりです。

執行機関	名称	担任事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	日進市名誉市民推挙委員会	名誉市民の推挙に関する市長の諮問に応じ、調査審議すること	１０人以内	（１）市議会議員 （２）学識経験を有する者 （３）市民	２年
	日進市職員損害賠償審査委員会	損害賠償請求訴訟の遂行に対する支援及び当該訴訟に係る補助金の交付について市長の諮問に応じ、意見を述べる	３人	（１）弁護士 （２）公務員経験者 （３）学識経験を有する者	２年
	日進市姉妹･友好都市委員会	姉妹・友好都市提携の推進について市長	１２人以内	（１）学識経験を有する者 （２）各種団体の役職員 （３）教育関係団体の役職員	２年

		の諮問に応じ、意見を述べる。		（４）公募の市民 （５）その他市長が必要と認める者	
	日進市市民活動推進補助金審査会	補助金の交付について審査を行う。	６人以内	（１）学識経験を有する者 （２）中間支援組織の役職員 （３）その他市長が必要と認める者	審査期間
	日進市市民自治活動推進事業選定委員会	受託候補者について選定審査を行う。	６人以内	（１）学識経験を有する者 （２）中間支援組織の役職員 （３）その他市長が必要と認める者	審査期間
	日進市地域公共交通会議	地域公共交通総合連携計画の作成及び変更について協議する。	２１人	（１）学識経験を有する者 （２）公募の市民 （３）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 （４）一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者 （５）鉄道事業者 （６）国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長 （７）愛知県地域振興部交通対策課長 （８）愛知県尾張建設事務所維持管理課長	２年
	日進市地球温暖化対策地域協議会	地域における地球温暖化対策を協議する。	１３名	（１）学識経験を有する者 （２）事業者 （３）公募の市民 （４）その他市長が必要と認める者	２年
	日進市環境基本計画策定委員会	日進市環境基本計画について協議し、市長に提言する。	１３名	（１）学識経験を有する者 （２）事業者 （３）公募の市民 （４）その他市長が必要と認める者	１年

	日進市地球温暖化対策実行計画策定委員会	日進市地球温暖化実行計画の策定について協議する。	１８名以内	（１）学識経験を有する者 （２）事業者 （３）市民その他地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者 （４）その他市長が必要と認める者	２名
	日進市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	一般廃棄物処理基本計画の策定について協議する。	１２名以内	（１）学識経験を有する者 （２）事業者 （３）公募の市民 （４）区長会の代表者 （５）尾三衛生組合の職員 （６）日東衛生組合の職員	委嘱の日から策定まで
	日進市いきいき健康プランにっしん２１推進委員会	いきいき健康プランにっしん２１計画の策定及び必要な施策について協議する。	２０名以内	（１）学識経験を有する者 （２）各種団体の代表者 （３）公募の市民	２年
	日進市障害者自立支援協議会	地域における障害者の支援体制について協議する。	２５名以内	（１）障害者団体及び障害者等を支援する団体の構成員 （２）学識経験を有する者 （３）保健・医療関係者 （４）障害福祉サービス事業者 （５）教育関係者 （６）就労支援関係者 （７）公募の市民 （８）その他市長が必要と認める者	２年以内
	日進市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所の要否等に関する事項を調査審議する。	１０人以内	（１）地域医師 （２）老人福祉施設長 （３）保健所長 （４）市職員	３年
	日進市高齢者福祉･介護保険	にっしん高齢者ゆめプラン	５名	（１）地域医師 （２）地域歯科医師	３年以内

	事業運営協議会	について必要な事項を協議する。		（３）学識経験を有する者 （４）介護サービス、介護予防サービスの事業者 （５）地域における保健・医療・福祉関係者	
	日進市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送に必要となる事項を協議する	１２名以内	（１）学識経験を有する者 （２）国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が推薦する職員 （３）地域福祉関係者 （４）地域ボランティア関係者 （５）有償運送利用者 （６）タクシー事業者の代表者 （７）タクシー協会の代表者 （８）タクシー運転者が組織する団体の代表者 （９）日進市において福祉有償運送を行なっている特定非営利活動法人等の代表者 （１０）市職員	２年
	日進市社会福祉法人審査委員会	特別養護老人ホームの設置について必要な事項を調査審議する。	７名	（１）学識経験を有する者 （２）民生・児童委員の代表者 （３）社会福祉協議会の代表者 （４）市職員	審議期間
	日進市社会資本総合整備計画評価委員会	社会資本整備総合計画の事後評価に関する事項を調査審議する。	５名以内	（１）学識経験を有する者 （２）その他市長が必要と認める者	２年以内
	日進市食育推進委員会	日進市食育推進計画の推進について必要な事項を調査審議する。	１０名以内	（１）学識経験を有する者 （２）各種団体の代表者 （３）公募の市民	２年

教育委員会	日進市立小中学校適正規模等検討委員会	市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する事項を調査審議する。	１４名以内	（１）学識経験を有する者 （２）行政区の代表者 （３）小中学校ＰＴＡの代表者 （４）小中学校長の代表者 （５）公募の市民 （６）その他教育委員会が必要と認める者	２年
	日進市教育振興基本計画策定委員会	教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第２項の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関する事項について調査及び審議する。	１２名以内	（１）学識経験を有する者 （２）区長会の代表者 （３）市内幼稚園の関係者 （４）市内小中学校の関係者 （５）市内高等学校の関係者 （６）社会教育の関係者 （７）公募の市民 （８）その他教育委員会が必要と認める者	２年
	日進市スポーツ振興基本計画策定委員会	日進市スポーツ振興基本計画に関する事項について調査審議する。	１０名以内	（１）学識経験を有する者 （２）市教育委員会の関係者 （３）各種団体の代表者 （４）公募の市民	２年

なお、委員の報酬の額は、日額７，０００円とします。

３　施行日

平成２７年４月１日

４　意見募集について

【募集期間】

平成２６年１０月１日（水）から１０月３１日（金）まで

【閲覧場所】

市役所１階情報公開窓口、市役所３階総務課、図書館、市ホームページ